

の記録媒体には、記録された情報が不特定の者に送信されるもの以外にも様々なものがある。特定電気通信における情報の発信者は、不特定の者に情報を送信する目的で情報を流通過程に置いた者であるため、「記録された情報が不特定の者に送信される記録媒体」に情報を記録した者のみを発信者としてしている

- ② 「送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力」

非蓄積型の特定電気通信における発信者の行為を捉えたものである。非蓄積型の特定電気通信（リアルタイムのストリーミング送信等）においては、情報を発信しようとする者は、特定電気通信設備（ストリームサーバ等）の送信装置に自己の発信しようとする情報を入力することによって、当該情報を流通過程に置いている。

特定電気通信設備の送信装置には、入力された情報を不特定の者に送信するもの以外の送信装置もあるが、特定電気通信における情報の発信者は、不特定の者に情報を送信する目的で情報を流通過程に置いた者であるため、「入力された情報が不特定の者に送信される送信装置」に情報を入力した者のみを発信者としてしている。